

令和 8 年 度

森林管理道開設事業 御在所岳線 1 工区
(地方創生道整備推進交付金)

志布志市 志布志町田之浦 地内

森林土木工事（林道）特記仕様書

(1) 工事の仕様は、森林土木共通仕様書によるほか、この特記仕様書によるものとする。

鹿児島県大隅振興局

第1章 総則

第1条 (適用工事)

この特記仕様書は、上記工事において適用する。但し、別冊閲覧設計書該当工種外の条項については抹消されるものである。

~~第2条 (合併積算)~~

~~——本工事は〇〇と合併積算とする。——(同一業者との随意契約によらない場合は削除する)——~~

第3条 (契約の履行に適用する設計図書)

工事は、契約書及び設計図書によるほか、鹿児島県環境林務部制定「森林土木工事共通仕様書」、
「森林土木工事施工管理基準」、及び土木学会制定「コンクリート標準示方書」によって施工するものとし、上記基準によりがたい場合は、監督職員に協議するものとする。

なお、共通仕様書、施工管理基準等は、最新版を使用するものとする。

第4条 (工事代金の支払特約)

工事請負代金の支払い方法については、工事請負契約時に選択するものとするが、中間前金払と部分払を併せて選択することはできない。

前金払 契約金額が100万円以上のものについては、工事請負代金の40%の範囲内で行うことができる。
なお、当初設計においては前記の前金払を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前金払を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

中間前金払 契約金額が100万円以上のものについては、次に掲げる要件のいずれにも該当し、前記により前金払の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前金払に関する保証がなされたものについて、請負金額の10分の2以内で中間前金払を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前金払と中間前金払との合計は請負金額の10分の6を超えないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

部分払 契約金額が100万円以上のものについては、部分払は2回まで（既に前金払いがなされているときは1回まで）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分払いは行わない。

第5条 (工期等の取扱いについて)

本工事は、繰越を予定しており、完了工期については、繰越承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。

2 繰越承認後の完了工期は、307日間を予定している。

3 「工事標示板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議の上、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「(予定)」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。

~~第6条 (余裕期間設定工事の取扱いについて)~~

~~※余裕期間が120日間以内の場合~~

~~——本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。——~~

~~2 請負者は、契約締結日から120日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。——~~

~~3 請負者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。——~~

~~4 前金払については、工事開始日までは請求できない。——~~

~~5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。——~~

~~(1) 主任（監理）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。——~~

- ~~（2） 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。~~
- ~~（3） 請負者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、請負者の負担とする。~~
- ~~（4） 期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。~~

※工事開始日の期限を指定する場合

- ~~— 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。~~
- ~~2 請負者は、契約締結日から「令和〇〇年〇〇月〇〇日」までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。~~
- ~~3 請負者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。~~
- ~~4 前金払については、工事開始日までは請求できない。~~
- ~~5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。~~
 - ~~（1） 主任（監理）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。~~
 - ~~（2） 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。~~
 - ~~（3） 請負者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、請負者の負担とする。~~
 - ~~（4） 期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。~~

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒工事監査 ⇒森林土木工事関係書類一覧表
<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kanrin/kouziyitirann.html>

第7条 （「週休2日」試行工事の取扱いについて）

本工事は、「週休2日」試行工事の対象である。

- 2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。
- 3 当初積算に当たっては、別表に掲げる補正值に基づき積算している。
- 4 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒「週休2日」試行工事
<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/sangyorodo/rinsui/kokyo/sekisan/shindosyukyu.html>

第8条 （建設工事の適正な施工の確保）

建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

- 2 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
- 3 請負者が工事現場ごとに、配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事にかかる建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者または同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げるものと同等以上の能力を有すると認定した者で、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けているものを配置すること。この場合において、発注者から請求があった場合は、資格者証を提示すること。

なお、本工事で監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。

対象者は平成16年3月1日以降、監理技術者資格者証を新規交付された者または更新交付された者とする。（平成16年2月29日以前の「監理技術者資格者証」は対象外）

- 4 1から3のほか建設業法に抵触する行為は行わないこと。

（参考）

○ 技術者の配置について

建築一式工事以外			建築一式工事		
下請代金額	5,000万円未満	5,000万円以上	8,000万円未満	8,000万円以上	
配置する技術者	元請	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者
	下請	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者

○ 技術者の専任について

建築一式工事以外			建築一式工事		
請負代金額	4,500万円未満	4,500万円以上	9,000万円未満	9,000万円以上	
技術者の専任	元請	非専任	専任	非専任	専任
	下請	非専任	専任	非専任	専任

- (注) 1 請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請、下請に関わらず、主任技術者を配置すること。
- 2 発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち5,000万円以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置すること。
- 3 専任の監理技術者を配置する場合は、あらかじめ監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、過去5年以内に監理技術者講習を受講していること。
- 4 工事1件の請負金額が4,500万円以上のものについては、技術者は専任で配置すること。
- 5 主任技術者は、専任を要する工事以外であれば、その職務を誠実に行うことが可能な範囲で複数の工事現場の兼務ができる。
- 6 法令上の要件等を満たすことで主任技術者、監理技術者及び営業所技術者は専任を要する工事を兼務できる。
- 7 特定専門工事においては、法令上の要件を満たすことで、元請が配置する主任技術者が、下請が配置する主任技術者が行うべき職務を併せて行うことができ、この場合においては、当該下請は主任技術者の配置を要しない。
- 8 原則として主任（監理）技術者と現場代理人は兼任できる。

第9条（監理技術者等の兼任）

建設業法第26条第3項第1号（監理技術者等の選任義務の合理化）

技術者の専任については、法令上の要件等を満たすことで主任技術者、監理技術者及び営業所技術者は専任を要する工事を兼務できる。

兼務できる工事は、「建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規程の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて」（令和7年2月6日、土木部長・農政部長・環境林務部長・商工労働水産部長通知：県ホームページ参照）に示す、兼務可能な条件を全て満たすこと。

2 建設業法第26条第3項第2号（旧建設業法における特例監理技術者相当）

~~(1) 兼務を認めない工事の場合~~

~~本工事においては、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。~~

(2) 兼務を認める工事の場合

本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は、「建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規程の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて」（令和7年2月6日、土木部長・農政部長・環境林務部長・商工労働水産部長通知：県ホームページ参照）に示す、兼務可能な条件を全て満たすこと。

※(1)、(2)のいずれかを採用

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム ⇒ 社会基盤 ⇒ 土地・建設業 ⇒ 建設業

⇒ 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah01/kanri/tokureikannrigizyutusya.html>

第10条（現場代理人の兼任）

現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する請負者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、（２）、（４）、（５）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は２件までとする。

- （１） 兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の当初請負金額が４，５００万円未満であること。
ただし、設計変更により、工事の請負金額が４，５００万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- （２） 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- （３） 兼任する工事の相互の移動は、概ね１時間以内であること。
- （４） 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- （５） 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- （６） 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

２ 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙１）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

３ 請負者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第１２条に基づき、請負者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒工事監査 ⇒森林土木工事関係書類一覧表
<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kanrin/kouziyitirann.html>

第11条 （監理技術者等の途中交代）

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の途中交代が認められる一般的な条件は、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、請負者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などである。

【例】

- ・ 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場制作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ・ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・ 工程上一定の区切りと認められる時点以降

※工程上一定の区切りと認められる時点について

監理技術者等を途中交代できる「工程上一定の区切りと認められる時点」は、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の配置技術者の途中交代が可能な期間とする。

なお、交代後の監理技術者等に必要な能力は、当該工事が一般競争入札であった場合は、入札参加資格としている配置予定技術者の資格要件を満足する者であること。

- ２ 上記１のいずれの場合であっても、発注者が工事の継続性、安全管理及び工程等に支障がないと認める場合に限り、監理技術者等の途中交代を認めるので、受発注者間で協議すること。

第12条 （監理技術者等の専任を要しない期間）

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

- ２ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

第13条 (現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第14条 (下請工事における管内(県内)建設業者の優先活用)

請負者は、工事の一部を下請けに付する場合は、施工地を管轄する振興局、支庁の管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

- 2 請負者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 請負者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」の電子(エクセル)データを監督職員に提出すること。
- 4 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒工事監査 ⇒森林土木工事関係書類一覧表

<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kanrin/kouziyitirann.html>

なお、3項「下請業者使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、森林土木工事関係書類一覧表(電子(エクセル)データ)の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願い」、「建設資材使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

第15条 (下請関係の適正化)

建設業法に違反する一括下請その他不適切な形態での下請契約を締結しないこと。

- 2 下請契約の締結に際しては、建設業法における建設工事の請負契約に関する規定(第18条～第24条の8)を遵守すること。

なお、次に掲げる事項については特に留意すること。

- (1) 契約は、対等な立場で双方の合意に基づいて締結すること。
- (2) 法定福利費が内訳明示された見積書の提出を下請業者に強く働きかけるとともに、提出された見積書を尊重すること。
- (3) 工事内容・工期・請負代金等の具体的な契約内容について、書面により契約を締結すること。
なお、追加工事等の発生により契約の内容を変更する場合も、当初契約を締結した際と同様に書面により変更に係る契約を締結すること。
- (4) 標準下請契約約款(昭和52年4月中央建設業審議会勧告)に準拠した契約書を交わすこと。
- (5) 通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこと。
- (6) 下請代金は、工事内容及び工期等から勘案して適正なものであること。
- (7) 前払金を受領した場合は、下請業者に対して相応する額を速やかに前金払するよう十分配慮すること。
- (8) 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。

特定建設業者においては、建設工事の完成検査終了後、下請業者からの工事目的物の引渡しの申出の日から50日以内で、できる限り短い期間内に支払日を定めること。

- (9) 下請代金の支払方法は、できる限り現金によるものとし、少なくとも下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をすること。
- (10) 手形期間が60日を超える手形は、建設業法第24条の6第3項が禁止する「割引困難な手形」に該当し、建設業法に違反するおそれがあることに留意すること。

第16条 (施工体制台帳の作成等)

本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

【参考】施工体制台帳に添付すべき書類は以下のとおりである。

ア 建設工事の契約書等の写し

- ① 施工体制台帳及び再下請通知書に関する建設工事の請負契約書の写し（契約書若しくは注文書・請書及び基本契約書又は基本契約約款）
- ② 見積時に合意された工事の種別ごとに経費の内訳が明らかとなる請負代金内訳書（建設工事標準下請契約約款第2条参照）

イ 元請業者が置いた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（置いた場合に限る。）の資格を有することを証する書面

専任の監理技術者の場合は監理技術者資格者証の写しに限る

ウ 元請業者が置いた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（置いた場合に限る。）の雇用を証する書面、健康保険等の写し

エ 元請業者が置いた専門技術者（置いた場合に限る。）の資格及び雇用を証する書面

第17条 (施工体系図の作成等)

請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第18条 (再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画)

請負者は、すべての工事において数量の大小にかかわらず、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画（確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。なお、現場に掲示する必要のある工事は、以下のとおりとする。

なお、工事完成時には、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

(1) 再生資源利用（促進）計画を現場に掲示する工事

① 再生資源利用計画書

土砂、コンクリート、鉄筋コンクリート、アスファルトコンクリート、砕石を利用する工事

② 再生資源利用促進計画書

コンクリート塊、木材、アスファルトコンクリート塊、建設発生土（第一種～第四種）、浚渫土以外の泥土、浚渫土などが搬出される工事

(2) 確認結果票について

請負者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認結果票を作成すること。

また、確認結果票は、再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲示すること。

(3) 運送事業者への土砂搬出の委託について

請負者は、建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画（確認結果票を含む）を委託した事業者に対して、法令等に基づいて通知すること。

- 2 請負者は、再生資源利用計画（実施書）と再生資源利用促進計画（実施書）の作成について、（一財）日本建設情報総合センター（J A C I C）のコブリス・プラス又は国土交通省が公開している建設リサイクル報告様式を利用し調査表を作成しなければならない。

※様式記載箇所

【国土交通省ホームページ掲載箇所】 ホーム⇒政策・仕事⇒総合政策⇒リサイクル⇒建設リサイクル推進施策 情報交換システム 建設リサイクル報告様式 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
--

- 3 請負者は、再生資源利用計画（実施書）と再生資源利用促進計画（実施書）について、完成後5年間保存すること。
- 4 産業廃棄物の運搬・処理を請負業者が自ら行わない場合は、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者と委託契約を結び処理すること。また、処理の過程についてはマニフェスト制度を活用し、完成図書にマニフェストのコピーを添付すること。

第19条（再生資材の利用等）

請負者は下記の資材の利用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込碎石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資 材 名	規 格	使用箇所
再生切込碎石 (かごしま認定リサイクル品)	RC40	基礎工（コンクリート路面工）

※使用に際し、プラント再生舗装技術指針等を遵守すること。

~~2 建設発生土（建設汚泥処理土）の利用~~

~~盛土に使用する土は、〇〇道路改良工事からの建設発生土（又は購入土、建設汚泥処理土）を利用するものとする。~~

~~3 指定副産物（コンクリート塊）の再生利用~~

~~本工事の施工により発生する無筋コンクリート殻は、30cm程度に小割りした後、盛土材として再生利用すること。~~

- 4 上記再生資材の利用に際し、再生資源化施設の出荷能力の問題により再生資材の確保が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、その指示を受けること。また、協議の結果、変更を生じた場合は、設計変更の対象とする。

~~第20条の1（盛土材の使用：箇所指定）~~

~~本工事の施工に使用する盛土材（不足分）は、下記の場所から搬入される。~~

~~（1）盛土材場所：〇〇市〇〇町〇〇番地~~

~~（2）搬入時間帯：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分~~

~~（3）仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。~~

~~2 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。~~

~~3 使用状況の記録を完成書類に含めて提出すること。~~

~~4 工事発注後にやむを得ない事情により上記により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。~~

第20条の2（建設発生土の処理：箇所指定）

本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

- (1) 受け入れ場所の名称：御在所岳線1工区内の①No. 72+10及び②No. 10作業土場
- (2) 受け入れ場所の所在地：①、②志布志市 志布志町田之浦 地内
- (3) 受け入れ時間帯：－
- (4) 仮置き等：－
- (5) 搬出土の土質：①、②礫質土

- (6) 搬出土量 : ①361.0m³ ②1,251.7m³
 (7) 運搬距離, 時間 : ①350m (片道) ②1,600m (片道)
- 再生資源利用促進計画を作成し, 施工計画書に含めて提出するとともに, その内容を発注者に説明すること。
 - 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は, 速やかに変更し, その内容を発注者に報告すること。
 - 建設発生土の搬出先に全ての土砂を搬出完了後, 「建設発生土受領書」を完成書類に含めて提出し, 監督職員の確認を受けること。
 - 建設発生土受領書又はその写しを工事の完成後5年間保存すること。
 - 工事完成後, 速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録を完成図書に含めて提出すること。
 - 土質試験が必要な場合は, 試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。
 - 工事発注後にやむを得ない事情により上記により難しい場合は, 監督職員と協議の上, その指示によること。

第21条 (建設副産物の搬出等)

指定副産物の搬出

- 本工事の施工により発生する指定副産物(建設発生土を除く)は, 再資源化施設に搬出すること。
 なお, 積算に際しては, 下記の条件により算出している。

① 施設の名称及び所在地等

建設副産物名	搬出距離	受入れ場所	受入れ日時・時間帯	仮置き場所等	その他
伐根	16.5Km	(有)サンケイ工業	営業時間	—	
残土	27.9Km	(株)協通商	営業時間	—	
				—	
				—	

- 上記については積算上の条件明示であり, 処理施設を指定するものではない。なお, 請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし, 現場条件や数量の変更等, 請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

2 建設汚泥の再生利用

公共工事の施工により発生する建設汚泥は, 下記の処理概要により, 現場内で再生利用すること。

なお, 再生利用に際し, 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用については, 下記の条件により算出している。

① 処理概要(現場内利用)

中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途
現場内	脱水・乾燥	第○種処理土	路体盛土

② 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用

品質区分基準	指標等	試験回数
品質基準	ユーン指数	○回
生活環境保全上の基準	土壤環境基準(環境基本法)	○回
	特定有害物質の含有量基準(攪拌機)	○回

3 建設汚泥の搬出

(1) 公共工事の施工により発生する建設汚泥は, 再資源化施設(又は管理型最終処分場に搬出すること。

なお, 積算に際しては, 下記の条件により算出している。

① 施設の名称及び所在地等

建設副産物名	搬出距離	受入れ場所	受入れ日時・時間帯	仮置き場所等	その他
	km				

- 上記については積算上の条件明示であり, 処理施設を指定するものではない。なお, 請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし, 現場条件や数量の変更等, 請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

—(3) 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。—

第22条 (特定建設資材の分別解体等・再資源化等)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔(平成12年法律第104号)以下建設リサイクル法〕という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
該当なし		

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 受入時間

施設の名称	受入時間 (何時何分～何時何分)
該当なし	

(4) その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

2 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再生資源化等が完了した年月日
- ・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再生資源化等に要した費用

第23条 (建設業退職金共済制度)

契約書提出時に建退共の発注者用掛金収納書を提出すること。

- 2 当該建設工事に従事する建退共制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握し、それに応じた共済証紙又は電子申請方式による退職金ポイントを購入すること。
- 3 退職金共済手帳の交付や共済証紙の貼付又は退職金ポイントの充当を拒むことのないようにすること。
- 4 下請業者が退職金制度に未加入の場合は、下請業者へ建退共制度の趣旨説明等を行うこと。
- 5 工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示すること。
- 6 「経営事項審査用加入・履行証明書」の発行を受ける際に「共済手帳受払簿」及び「共済証紙受払簿」の添付が必要であるので、必ず受払簿を備え付けること。
- 7 ダンプ及びミキサー車運転手についても、建設業事業主との間に雇用関係がある者については、建退共制度適用の対象となるものであり、申請があった者については、共済手帳を交付すること。

第24条 (公共工事労務費調査に対する協力)

本工事が三省九州地方連絡協議会の実施する公共工事労務費調査の対象となった場合、請負者は調査票等必要事項を正確に記入し三省九州地方連絡協議会に提出するため、必要な協力を行わなければならない。

また、本工事の工期経過後においても同様とする。

- 2 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、請負者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃から使用している現場労働者の賃金時間管理を行っておかななければならない。
- 3 請負者が本工事の一部について下請契約を締結しようとする場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が前2項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第25条 (ダンプトラック等による過積載等の防止)

工所用資機材等の積載超過のないようにすること。

- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は、物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 1から6のことにつき、下請け契約における請負者を指導すること。

第26条 (測量標識等の保全)

請負者は、工事区域内にある測量法並びに国土調査法に基づき設置された測量標識等の効用を害してはならない。

- 2 請負者は、測量標識等の敷地またはその付近で、標識等の棄損その他その効用を害する恐れがある場合は、当該標識を設置した者に対し、移転を請求することが出来る。この場合において、その移転に要する費用は移転を請求した者が負担しなければならない。
- 3 請負者は、工事の施工に当たっては共通仕様書第1編第1章1-1-34に定める諸法規に加え、国土調査法（昭和26年法律第180号）を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、法令の運営・適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。

第27条 (電子納品)

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和8年3月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒事業者の方々⇒社会基盤⇒公共事業⇒技術管理・検査⇒CALS/EC⇒鹿児島県の電子納品について
https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/cals/cals_nouhin.html

- 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で成果品を提出する場合、正本1部、副本1部の計2部提出する。
また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は正本1部とする。
電子納品レベル、納品方法及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- 3 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

第28条 (中間検査の実施)

中間検査を実施する場合、出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施することとする。
なお、中間検査の時期については、監督職員と協議する。

第29条 (交通誘導警備員の資格要件)

~~本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。~~
~~ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。~~
~~なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。~~
また、受注者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導業務に係る —1級検定合格警備員 —2級検定合格警備員	改正警備業法(H17.11.21施行)における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者

第30条 (暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

鹿児島県が発注する建設工事等(以下「県工事等」という。)において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県(発注者)及び警察に通報すること。
県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県(発注者)と協議を行うこと。

第31条 (暴力団関係者以外による不当介入を受けた場合の措置)

県工事等において、上記(第30条)以外の不当介入と考えられる行為を受けた場合は、その旨を遅延なく県(発注者)に報告及び協議を行うこと。

第32条 (施工条件の明示) ※現場特性等について適宜、追加・加除修正すること。

工事の実施にあたっては、土工着手前に仮設沈砂地等を設けるなど、積極的な土砂流出防止及びコンクリート灰汁対策に努めること。なお、湧水その他の理由により別途濁水対策が必要と認める場合は、直ちに工事を中止し、監督職員と協議すること。

- 2 当該工事域内においては、通行規制や、深夜作業、休日作業等の制約は特に無く、昼間作業補正無しとして積算している。
- 3 工事区域までの各運搬(資材・機械など)の際は、近隣集落や通行者等を考慮すること。
- 4 同一路線内において、先発工事が施工中であるため、工事車両が錯綜しないよう請負者間で運搬時間を調整すること。
- 5 残土運搬に際しては、地元車両を優先するとともに、近隣学校周辺の安全に十分配慮し、速度超過を避け安全運転を徹底すること。

第33条 (産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出)

- (1) 紙マニフェストによる場合

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式））を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

(2) 電子マニフェストによる場合

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表及び照会結果（一覧表）を工事完成図書に添付すること。

第34条（クレーン類の賃料について）

ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃借期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンで24日未満となる場合、クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

第35条（工事の準備として行う伐木作業について）

~~（1）標準地による伐採調査を実施している場合~~

~~本工事は、毎木調査結果により伐木調査を実施しているため、現地の伐木作業による樹種、胸高直径等の報告は不要である。~~

~~なお、毎木調査結果に疑義がある場合は、伐木作業を行う前に監督職員と協議し、対応を図るものとする。~~

~~（2）標準地による伐採調査を実施していない場合~~

~~受注者は、伐木作業を行う前に監督職員と協議し、対応を図るものとする。~~

（3）毎木調査を実施している場合

本工事は、毎木調査を実施しているため、現地の伐木作業による樹種、胸高直径等の報告は不要である。

なお、調査結果に疑義がある場合は、伐木作業を行う前に監督職員と協議し、対応を図るものとする。

※（1）、（2）、（3）のうち該当部分以外を見え消しすること。

第36条（伐木経費について）

伐採については、使用機械や施工方法等を検討の上、施工計画書により発注者と十分に打合せを行うこと。その上で、伐採経費について積算価格と実勢価格に乖離があると認められる場合は、伐採作業等に要した作業実績の内訳を、「伐採経費実績表」により明らかにし、協議を行うことができる。

ただし、協議は伐採終了後、速やかに行うこと。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒積算基準⇒伐採経費実績表様式

<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/sangyo-rodo/rinsui/kokyo/sekisan/shindokijyun.html>

第37条（熱中症対策について）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

2 用語の定義について

(1) 真夏日

気象庁の地上気象観測所（以下「気象観測所」という。）の日最高気温が30度以上または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）（以下「暑さ指数」という。）が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温または暑さ指数で判断する。

(2) 工期

工事の契約工期をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

3 運用について

(1) 施工計画書への記載

① 請負者は、真夏日の確認を行う観測所について、「熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる観測所一覧」から選択し、施工計画書に記載して提出すること。

なお、採用する気象観測所は、原則、施工現場から最寄りの気象観測所とする。

ただし、気象観測所と施工現場の日最高気温が乖離する場合、又は気象観測所の暑さ指数が公表されていない場合は、近隣の気象観測所の採用を許容する。

② この通知以前に施工計画書を提出済みの工事で、気象観測所を変更する場合は工事打合簿により提出することとする。

③ 離島において、気象観測所が島内に1箇所である場合は気象観測所の記載を省略できるものとする。

(2) 真夏日の報告等

① 変更設計時点までの真夏日は、実施年度の観測値を用いることとし、請負者は、設計変更時点までの観測データと真夏日日数を工事打合簿で報告すること。

なお、気象観測所「溝辺（平野部）」又は「牧之原（平野部）」を選択した場合は、気象観測所「溝辺」又は「牧之原」の日最高気温の観測データと標高差による加算を整理・集計した上で、真夏日日数を報告すること。

② 設計変更時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数は、「最寄りの気象観測所における直近過去3ヵ年の日最高気温が30度以上の5月から10月までの各月毎の平均値（小数3位四捨五入）」を用いて加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。

ただし、対象期間が15日/月以上あれば、平均値の1/2（小数3位四捨五入）を計上し、15日/月未満は計上しないこととする。

なお、事務手続きを簡素化するため、請負者からの真夏日報告の工事打合簿に設計変更用いる真夏日（実測の真夏日+変更日以降の真夏日として加算する日数の合計）を明記して返却すること。

4 詳細については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒森林土木工事における「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/sangyo-rodo/rinsui/kokyo/sekisan/shindokijyun.html>

第38条（CCUS活用工事）

請負者は、契約後速やかにCCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。

2 請負者（1の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

3 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・下請企業

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。

・技能者

元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。

・CCUS登録事業者

元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

・登録技能者率

CCUS登録技能者の数/技能者の数

・就業履歴蓄積率

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数÷工事現場へ入場した技能者の数

4 請負者が、本工事期間中において、登録事業者率70%以上、登録技能者率60%（営繕：50%）以上及び就業履歴蓄積率30%以上（以下「基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「創意工夫」において評価する。

5 本条2項によりCCUS活用の意思表示をした請負者は、達成・未達成にかかわらず、実施状況を「森林土木工事建設キャリアアップシステム活用工事報告書」により工事完成書類提出時に発注者に報告すること。

- 6 カードリーダーの設置費用や現場利用料(カードタッチ費用)等, 本試行工事に伴う一切の費用は設計変更の対象としない。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒工事監査⇒建設キャリアアップシステム活用
工事の試行について (環境林務部)
https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/sangyo-rodo/rinsui/kokyo/kansa/ccus_rinmu.html

第39条 (「快適トイレ」設置の試行取扱い)

本工事は, 森林土木工事現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。

快適トイレを設置する場合は, 「森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行取扱い」に基づき行うものとする。

なお, 「森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行取扱い」及びチェックシート等の様式は, 鹿児島県ホームページから取得できる。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業公共事業⇒森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行について
<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/sangyo-rodo/rinsui/kokyo/sekisan/20220115.html>

第40条 (ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について)

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため, 当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては, 下表「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に, 十分注意を払うとともに, ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は, まん延防止対策を講ずる必要があるため, 棲息状況等の調査を行い, 監督職員に報告すること。

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
(2) 廃棄樹木等については, 一般廃棄物, 産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。
一般廃棄物: 市町村の所管する焼却施設, 業の許可を有している民間の焼却施設
産業廃棄物: 業の許可を有している民間の焼却施設

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため, 周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず, 土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・薫蒸処理後, 搬出する。
(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は, 付着土壌の除去, 目視除去後, 搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後, 搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は, 上記3～4の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

- H11: 南九州市 (旧穎娃町, 旧知覧町),
H14: 指宿市 (旧山川町), 屋久島町 (旧屋久町)
H15: 鹿児島市 (旧吉田町), 日置市 (旧吹上町), 枕崎市
H16: 鹿児島市
H17: 指宿市
H22: 出水市, 南さつま市
H25: 霧島市, 阿久根市
H26: 鹿屋市, 始良市
H29: 長島町
R3: 西之表市, 中種子町, 錦江町
R4: 肝付町, 薩摩川内市, いちき串木野市, 南大隅町
R6: 大崎町

※該当する場合は、「移動制限区域外の場合」か「移動制限区域内の場合」のどちらかを見え消し。

※該当しない場合は、全て見え消し。

第41条（「鳥インフルエンザ」感染防止対策について）

——移動制限がある場合のみ記載（移動制限区域外の場合）——

——鹿児島県内における「高病原性鳥インフルエンザ」発生に伴い、まん延防止のため、本工事（業務）においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、以下の感染防止対策を実施すること。

- （1）本工事（業務）関係車両が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。
- （2）本工事（業務）関係車両が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。
- （3）工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。
- （4）上記について、下請業者や資材関係業者など、本工事（業務）の関係者全てに徹底すること。

2 移動制限区域や消毒ポイントは、以下の鹿児島県ホームページで常に最新の情報を確認すること。

——「トップページ」＝「高病原性鳥インフルエンザの発生及び対応に関する情報提供」——

——移動制限がある場合のみ記載（移動制限区域内の場合）——

——鹿児島県内における「高病原性鳥インフルエンザ」発生に伴い、まん延防止のため、本工事（業務）においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、必要な資材等が準備出来次第速やかに、以下の感染防止対策を実施すること。

- （1）本工事（業務）関係車両が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。
- （2）本工事（業務）関係車両が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。
- （3）工事現場の出入口では、必ず全ての車両の入退場に対して車両の消毒を実施し、現場関係者に対しては消毒マット等の方法により防疫措置を徹底すること。
- （4）工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。
- （5）上記について、下請業者や資材関係業者など、本工事（業務）の関係者全てに徹底すること。
- （6）（3）については、状況写真を1枚撮影し、現場管理写真（業務報告書）に添付すること。

2 上記（3）における消毒薬の材料代等については、標準的な消毒工を〇日間実施することを想定して積算しているが、実績数量により設計変更するものとし、事前に監督職員と協議すること。

3 移動制限区域や消毒ポイントは、以下の鹿児島県ホームページで常に最新の情報を確認すること。

——「トップページ」＝「高病原性鳥インフルエンザの発生及び対応に関する情報提供」——

——【参考】車両の消毒や消毒マットに使用する消毒薬の例

- ・パコマ：1，000倍希釈で使用。——
—— 例）500Lのタンクに、パコマ500mlを投入し、500Lに希釈
- ・オスバン10%：500倍希釈で使用。——
—— 例）500Lのタンクに、オスバン1Lを投入し、500Lに希釈
- ・アストップ：1，000倍希釈で使用。——
—— 例）500Lのタンクに、アストップ500mlを投入し、500Lに希釈

第42条（遠隔臨場の試行）

本工事は、遠隔臨場の試行対象とする。

遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。

遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与することから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。

なお、試行に必要な費用は、原則設計変更の対象としない。

第43条 (ICT活用工事について)

請負者は、本工事においてICT施工技術を活用できる。ICT活用工事を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者と協議を行い、協議が整った場合は、ICT活用工事を行うことができる。

- 2 ICT活用工事の実施に当たっては、「鹿児島県森林整備保全事業ICT活用工事（ICT土工等）試行要領」に基づき行う。
- 3 ICT活用工事とは、次に示す①～⑤の施工プロセスにおいてICT施工技術を活用する工事である。
なお、各施工プロセスの部分的なICT活用は認める。ただし、②、④、⑤は必須とする。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 請負者は、ICT活用工事の実施内容及び対象範囲について監督員と協議を行い、施工計画書に記載するものとする。
- 5 ICT活用工事を実施するために使用するICT機器類は、請負者が調達するものとする。
また、施工に必要なICT活用工事用データは請負者が作成するものとする。使用するアプリケーションソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。
- 6 ICT活用工事における各工種毎（付帯構造物設置工、法面工を除く）のICT建設機械による費用は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。
請負者は、各工種毎のICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。
なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「各工種（ICT）[ICT機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。
- 7 ICT活用工事の実施に当たっては、疑義が生じた場合は、請負者・発注者間で協議するものとする。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒森林土木における「ICT活用工事」の試行
について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/ict.html>

第44条 (現場環境の改善について)

工事の実施にあたっては、「環境林務部環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒工事監査⇒環境林務部環境改善実施要領

<https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rinsui/ringyo/koukyou/index.html>

第2章 工事の施工

第1条 (準備工)

工事の着工に当たって施工地内の森林所有者及び隣接地主等と十分協議し、付近の住宅・道路・耕地・森林等に損害を及ぼさないようにすること。

- 2 作業の必要上生じる土地使用、伐採、測量標等の設置のための物件の補償は、特に指示しない限り請負者の責任において処理しなければならない。この場合、測量標等の設置等に係る伐採、物件の移転・除去等は必要最小限にとどめるとともに、必ず監督職員に協議するものとする。この規定を守らなかったために生じた補償等は全て請負者の責任とする。
- 3 請負者が作業の処理上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。
- 4 工事着手前に全線を検測し、平面（トランシット測量）、縦断、横断の検測野帳及び図面を整備し、監督職員の指示を受けること。
- 5 工事の着工時には、先ず区域内の伐採を先行し、伐採の幅は、法肩・法尻ともに1.0m以上とすること。
なお、伐採木の処理については、森林所有者と十分協議すること。
- 6 工事着手前に丁張りを確実にを行い、監督職員の指示を受けること。
- 7 基準点は平面図に図示してあるが、仮水準点を適宜設置すること。
- 8 測点の変更は、理由のない限り認められない。IP杭については、工事着手前に控杭を必ずIP線上の両側に打ち、工事完成まで保存すること。
- 9 工事着手前にガス管、電力管、NTT管（光ケーブル管を含む）、上下水道管等の埋設の有無を占有する各施設管理者に再確認し、各施設管理者と施工方法を打ち合わせること。
- 10 工事の安全性を確保するため、架空線管理者との協議により防護管の設置が必要となった場合は、その費用について監督職員と協議し、設計変更の対象とする。
- 11 請負者は、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降40日以内に工事に着手しなければならない。
- 12 上記1～11項を遵守せずに起こった損害及び変更、トラブル等については全て請負者の負担、責任とする。

第2条 (土工)

土質の変更が生じ、転石等で法面の不陸を招く恐れがある場合は、切取勾配の変更が生じる場合があるため、監督職員と協議のうえ、その指示を受けること。

- 2 切取土量及び土質は、起工測量結果並びに荒切後に甲、乙立会のうえ測量し、変更するものとする。
切取勾配は、土工標準図に基づき、土質に応じて施工するものとし、設計図面と現状が異なる場合は、土質変化点で、水平部分を設け（設計図面より岩が浅く出た場合）、あるいは切り直し（設計図面より岩が深く出た場合）を行うこと。
- 3 切取法面及び法肩部の浮石は完全に除去すること。
- 4 機械切取法面整形は、法面バケットに付け替えた後に施工すること。
- 5 岩石掘削（軟岩ⅠB・Ⅱ以上）で、火薬類を使用する場合は、火工所を設置し、火薬類の取扱いは慎重に行うものとする。
なお、火工所は設計変更（積上営繕経費）の対象とする。
- 6 転石の破碎については、30cm以下に小割りして処理すること。
- 7 盛土工は、施工前に、雑物を除去し、段切（ベンチカット）を行い、湧水等がある場合には排水処理した後、施工幅員に応じた機械・機種により所定の品質が得られるよう施工すること。
- 8 切取土のうち、盛土に流用した以外の残土については、施工上やむを得ず落下する場合を除いて全量捨土するものとし、故意に落下させてはならない。また、逸散土についても可能な限り収去するものとする。

第3条 (残土)

残土位置は、第1章第20条のとおりとする。

- 2 捨土は良く整地し、未然に流出土砂等による災害防止対策を行うこと。

第4条 (構造物)

構造物の床掘の過掘については、構造物と同等の強度を有するもので同一施工し、構造物の機能を働かせるよう入念に埋め戻すこと。

- 2 積ブロックの規格は原則として標準ブロック（300*400*350）とし、積ブロックは、原則として谷積、練積とする。また、裏型枠を施工すること。
- 3 コンクリートよう壁、ブロック積（基礎コンクリートを含む）の伸縮目地は、設計図書に図示されていない場合、10mの間隔を標準として設けること。なお、ブロック積の伸縮目地は、基礎工も同じ位置に施工すること。
- 4 ブロック積工の水抜きパイプを施工する場合において水抜きパイプの背面に15cm*15cmのサンドマット（t=10mm）を施工すること。
- 5 構造物の施工においては、直高2.0m以上（フーチングより上側）は、足場工を施工すること。
- 6 基礎栗石工について、割栗石（5～15cm）を規定の厚さに敷き並べ20%の目潰材（切込碎石）を施工し十分締め固めること。
- 7 裏込栗石工については、掻き込みとし、高さ30cmごとに背面土を締め固めながら施工するものとし、裏型枠を施工して所定の幅に施工する。
- 8 道路工の側溝布設については、土砂部をU型側溝（KD300B）、岩盤部（軟岩IA以上）を現場打L型側溝とし、荒切後に土質の変更が生じた場合、同様に側溝の布設についても変更して施工するものとする。
- 9 土砂部のU型側溝の布設については以下のとおりとする。

材 料	施 工 箇 所
KD300B L=1.00m	R=50未満のカーブ部分
KD300B L=2.00m	直線部及びR=50以上

- 10 横断排水施設から相当な区間（20m程度）は、側溝を設置しない。ただし、路体維持等のため特に必要な場合は側溝を設置できる。
- 11 管渠工において、据付に枕材を使用する場合は、基礎コンクリートと同等以上のものを使用すること。
- 12 補強盛土工法において、床掘後、基礎地盤並びに背面埋戻土の土質が設計図書と異なる場合、再度安定計算が必要となり、設計変更の生じる場合があるので速やかに監督職員と協議すること。

第5条（法面保護工）

法面保護工の工種については、別冊閲覧設計図書を参考にして配合設計を行うこと。

なお、設計変更時において、工種が変更になった場合も同様に別冊閲覧設計図書を参考に配合設計を行い、材料承認願により、監督員の承諾を受けること。

- 2 生育基盤材の材料の配合や計量方法は、事前に監督職員と協議するものとする。
- 3 生育基盤材は、有機物肥料や各種土壌改良資材を主体としたもので、品質管理の行き届いた工場で生産しパック化したものを使用すること。
- 4 用水は、油、酸、アルカリ、塩分など植物の生育に障害となる成分を有害量含まないものを使用すること。
- 5 施工面積の出来高管理については、別記1材料使用数量対比表を作成し、100㎡当たり設計数量、設計数量、出来高数量、現場搬入数量、使用数量、空袋数量、残数量（持ち帰り数量）を把握すること。また、検収写真については、すべて数量が確認できるように写真管理することとし、残数量（持ち帰り数量）についても、写真管理すること。
- 6 種子等について使用数量が少量で1袋に満たない場合は、必ず計量した状態で写真管理すること。
- 7 基盤材等使用量が多量で、搬入日が異なるものについては、搬入の都度、写真管理することとし、必ず現場に荷下ろしした状態で管理すること。ダンプトラックに積載したままの状態、ミルシートでは搬入したもの認めない。
ただし、例外としてモルタル吹付工等の砂の搬入については、ダンプトラックの荷下ろしごとに現場で検収することとするが、荷下ろしスペース等の関係で、搬入数量の写真管理が困難な状況にある場合には、監督職員と協議すること。
- 8 同一工種で施工を2回以上に分けて行った場合は、数量の管理（写真管理を含む）はその都度行うこととし、それぞれ毎の出来高面積に対する数量、搬入数量、使用数量、空袋数量、残数量を整理して、最後に集計して整理すること。この場合、最後の集計数量とともに、それぞれの施工回数毎の数量も設計数量を満たしていなければならない。
- 9 種子の種類、品質、配合については、地山条件、気象条件等を考慮し監督職員と協議し決定するものとする。また、肥料、養生材等については、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、植生基材及び種子吹付の主な種子の種類は、下記のとおりとする。

草本類	外来種	クリーピングレッドフェスク、ケンタッキーブルーグラス、バミューダグラス、ホワイトクローバー、ベントグラス
	在来種(郷土種)	ヨモギ、ススキ、イタドリ、メドハギ
木本類	在来種(郷土種)	ヤマハギ(皮取り)、ヤマハギ(皮付き)、コマツナギ

- 10 環境省が指定している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に該当する植物は使用しないこととする。
- 11 生育判定は、森林土木工事共通仕様書第3編第2章2-14-7により行うこと。

第6条 (路面工)

コンクリート路面工において路盤紙を用いる場合、継ぎ目の重なり幅は、縦方向で30cm以上、横方向で10cm以上とする。

第7条 (舗装工)

- 盛土部分(同時舗装による工事を含む)の路床は、締固め作業(ブルドーザ15t、厚み20cm、輪荷重7回以上通過)を標準として積算しているので、所定の品質が得られるよう施工すること。
- 2 ~~路床・上層等のプルフローリング測定については、監督職員の立会を原則とする。また、測定の結果、監督職員の指示により、ベンゲルマン試験、平板載荷試験を実施する場合がある。なお、この試験に要した経費は全額請負者の負担とする。~~
- 3 ~~下層路盤工のシラスについては、運搬距離を別紙使用材料表のとおり計画しているが、運搬距離が変更になる場合、切込碎石との経済比較により、全量切込碎石施工に変更する場合があるので、施工前にシラスの運搬距離を監督職員に報告するものとし、その指示を受けること。~~
- 4 ~~同時舗装工事にあつては、当初想定CBRで積算しており、現地路床掘削後に現場採取土によるCBR試験を行い設計CBRを決定するため、舗装構造を変更する場合がある。~~
- また、設計CBR決定後において、施工途中に部分的に路床が不良であり、置換工等が必要と思われる箇所がある場合は、自主管理により、ベンゲルマン試験、平板載荷試験、CBR試験のいずれかの方法により試験を行い、そのデータを添えて監督職員に報告し、その指示を受けること。
- なお、工事内容が変更となった場合は、設計変更の対象とする。また、上記試験に要した経費は全額請負者の負担とする。
- 5 ~~路盤工における散水作業について、散水車による散水が必要と判断される場合(最適含水比が得られない場合)は、そのデータを添えて監督職員に協議するものとする。~~
- 6 ~~上層路盤工の仕上げ厚7cmまでは、粒調碎石30mm以下とし、それ以上の仕上げ厚については、40mm以下を使用すること。~~
- 7 測点杭の復元については、舗装面に直接マーキングによる復元では経年変化により、測点位置が不明となる場合があるので、必ず以下のとおりポイントベースにより杭復元を行うものとする。
- また、机上IP設定杭(IP00-1、IP00-2)杭は、当初測量段階において、IP間の見通しが出来ないなどの理由でIP杭の設置が地形上困難であったため、便宜上設けた杭であるので、復元に際しては、当初設計位置にとらわれることなく、BC、EC間が見通せる場合には復元は不要である。BC、EC間を見通すことが困難な場合も、当初設計位置にとらわれることなく、なるべくIP測角を基準として二等辺三角形となる位置(左右対称)にそれぞれ復元してさし支えない。

杭名	復元方法
測点杭(NO.)及び間点杭(+)	ポイントベースφ26 赤
役杭(BC, MC, EC)	ポイントベースφ26 青
IP杭(IP)	ポイントベースφ26 黄
机上IP設定杭(IP-1, IP-2)	ポイントベースφ26 白

- 8 ~~加熱アスファルト混合物の設計密度(住上密度)は、以下を標準とする。~~

単位: kg/m³

種別	車道及び路肩
粗粒度及び密粒度アスコン	2, 350

— 上記、設計密度(住上密度)での施工が困難なプラントについては、事前に監督職員と協議すること。

- 9 ~~舗装工事は、建設工事入札参加資格者施工能力各付表の各付別の有資格者が施工すること。~~

~~第8条 (舗装切断作業時に発生する排水の処理)~~

- ~~— 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。~~
- ~~— 産業廃棄物の排出事業者（請負者）が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者（請負者）は、その責任において、必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供するものとする。~~
- ~~2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。~~

第3章 材料

第1条 (県産資材等の優先使用)

工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

- 2 請負者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクスコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝
-----------------	--

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- 4 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子(エクセル)データを監督職員に提出すること。
- 5 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

<p>【県ホームページ掲載箇所】</p> <p>ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒工事監査⇒森林土木工事関係書類一覧表</p> <p>https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/siyousyo/koujikankeishuyouoshoruiichiranhyou.html</p>
--

なお、4項「建設資材使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、森林土木工事関係書類一覧表(電子(エクセル)データ)の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願」、「下請業者使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

第2条 (コンクリート等)

1 コンクリート

- (1) 生コンクリートの使用については、コンクリート配合設計書により監督職員の承諾を受けなければならない。

コンクリート配合の諸元は次のとおり

セメント	呼 び 強 度 N/mm ²	粗骨材の 最大寸法 mm	スランプ Cm	空気量の 範囲 %	使 用 工 種
高炉セメントB	18	40	8	4.5±1.5	標識工基礎、止壁工A
高炉セメントB	18	40	5	4.5±1.5	コンクリート路面工
高炉セメントB	18	20	8	4.5±1.5	止壁工C

- (2) 使用するレディミクスコンクリートは原則としてJIS工場製品を使用すること。
- (3) コンクリート構造物については、打設計画図を作成し、監督職員に提出するとともに、1回毎の打設計画管理を行うこと。
- (4) コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応暫定対策については、森林土木工事施工管理基準の別記「コンクリート耐久性向上対策」(土木部長通知 平成14年8月13日)に基づくものとする。
- (5) コンクリートの強度試験用供試体の養生は、標準養生とする。

また、強度試験は、監督職員等の立ち会いにより行うものとするが、これにより難しい場合は、公的機関で行うものとする。

2 モルタル

モルタル吹付に係る吹付材料配合比は、次表を標準とする。

(1m³当たり)

セメント	砂	水セメント比	摘要	使用工種
420kg	(1,680kg) 1.24m ³	45～55%	C:S=1:4	モルタル吹付工

— なお、現場条件がこれにより難しい場合は、別途協議すること。—

3 グラウト

— グラウト注入施工に関する基本的な事柄については、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」（平成24年5月地盤工学会）によるものとする。—

【セメント】

— 注入材料は、セメントミルクを標準とし、圧縮強度は $\sigma_{28}=2.4\text{N/mm}^2$ 以上とする。—

— なお、セメントは、JIS R 5210に規定する普通ポルトランドセメントの使用を標準とする。—

— また、強酸性土壌、硫酸塩やその他の侵食性物質等を含む地盤、海水に接する場所等、グラウトの劣化が懸念される場合は、劣化作用に対して安定した材料を選定する。—

【配合例】

セメントペースト			セメントモルタル			
ポルトランドセメント	W/C	混和材	ポルトランドセメント	細砂	W/C	混和材
1,230kg	5.0%	C×0.2～6.0%	950kg	576kg	5.0%	C×0.2～6.0%

グラウンドアンカー設計施工マニュアル(P137)

【混和材料】

— 混和材料は、JISなどの規格および基準に適合したものを使用する。その選定にあたっては使用目的に適したものであることに加え、テンドンなどの腐食に対して有害となる塩化物、硫酸塩、硝酸塩などが含まれていないものとする。—

【注入材料の仕様】

— 注入材料の仕様については、監督員と協議を行うものとする。—

第3条（鉄筋コンクリート構造物等のスランブ値）

— 場所打ち鉄筋コンクリート構造物（及びプレストレストコンクリート構造物）の施工にあたり、スランブ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。—

— 【参考図書】流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン

— 「（平成29年3月）流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用検討委員会」—

第4条（複合合板型枠の使用）

本工事において、一般型枠（型枠用合板）を使用する場合には、原則としてスギ又はヒノキ複合合板型枠を使用すること。

第5条（県産材の使用証明）

請負者は、県産材の使用にあたっては、丸棒については、完成図書に各認定工場の発行する県産材証明書を添付するとともに、材料検収時に、下記に示す「かごしま材マーク（丸棒）」を確認のうえ、検収し、検収写真もマークがわかるように撮影すること。製材品については、完成図書に産地証明書を添付すること。

かごしま材マーク
（丸棒）



第6条 (林業機械用チェーンオイルの使用)

本工事において、林業機械用チェーンオイルを使用する場合は、エコマーク認定商品かつ植物油生分解性オイルを使用すること。

第7条 (諸資材)

材料の規格、形状は別冊閲覧設計図書「工事一括調書」のとおりとする。

2 ブロック、U字溝管等二次製品については、試験成績表により監督職員の承認を受けること。

第8条 (ゴム製品等の品質確認等)

請負者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

◆以下はゴム製品等に求められる機能に応じて記載すること。(記載例)

なお、必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

(別表)

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例である

第9条 (ゴム製品等の品質を確認した場合における瑕疵担保の取扱い)

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、請負者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

第4章 安全管理

第1条 (安全管理)

森林土木共通仕様書第1編第1章1-1-26及び27のほか、下記によることとする。

- 2 工事現場には、現場標識・安全標識及び保安柵等を設置し、安全管理を行うこと。
- 3 切取・床掘等で湧水・砂層等がある場合は、監視人の配置を行うこと。
- 4 工事現場内から、道路の出入口等における交通に与える影響を最小限にとどめ、交通事故の防止に努めること。
- 5 現場作業員等への安全意識の向上を図るよう始業前に危険予知活動、ラジオ体操等を実施するとともに、危険予知看板等を設置して、安全教育に努めること。
- 6 盆、正月休暇等の休業期間中については、現場入口には保安柵等を設置し、一般者の進入を防止し現場内で事故のないように措置を講ずること。
- 7 現場の安全日誌等の安全管理に関する書類について、監督職員より提示を求められた場合には、速やかにその指示に従わなければならない。

(参考) 現場標識等

工事名	〇〇〇〇〇〇事業	主任技術者	〇〇〇〇
工事場所	〇〇市〇〇町〇〇地内		
工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで〇〇日間	現場代理人	〇〇〇〇
請負者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	労働安全衛	
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	生上の資格	〇〇〇〇
T E L	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	選任者	
発注者	鹿児島県〇〇〇地域振興局(支庁)林務水産課		

第2条 (危機事象)

森林土木(林道)工事等において危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合、大隅地域振興局農林水産部林務水産課の連絡先は次のとおりとする。

なお、危機事象に対する危機管理体制として、施工計画書に記載すること。

(1) 勤務時間内

林務水産課森林土木第二係 ダイヤルイン：0994-52-2164

(2) 勤務時間外・休日連絡先については、監督職員と協議すること。

2 想定する危機事象

(1) 工事等に起因する

- ① 工事関係者またはそれ以外の者の死亡あるいは負傷(休業4日以上)事故
- ② 工事関係者以外の者の資産に著しい損害を与えた事故

第3条 (法定外の労災保険の付保)

請負者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外の労災保険」という。)に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

第4条 (長期休暇期間の連絡体制等)

工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合の書類提出は求めない。ただし、現道で交通解放している場合などは、工事現場との分離処理をしっかりと行ったうえで、受発注者協議し、現場パトロールの要否を判断すること。

また、警報発令等の悪天候後は、現場巡回を行い、結果を連絡すること。

第5章 現場環境改善費

第1条 (現場環境改善費)

工事現場周辺の環境整備や就労者の作業環境を改善するため、木材を利用した諸施設を実施することによって、森林土木工事の現場環境改善と併せて木材の利用促進を図り、もって公共工事の円滑な執行に資することを目的とするものである。

よって、請負者は施工に際し、この主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連帯を図り、適正に工事を実施するものとする。

- 2 現場環境改善費の率に計上されるものは、[別表1]の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施することを基本とする。

なお、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することができる。

- 3 現場環境改善費の積上げ計上されるものは発注者と協議を行い、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上することができる。

なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

- 4 この工事に伴い、設置する看板・標識類は木製を原則とし、その他の仮設等についても木材の利用に努め、工事現場の現場環境の改善を図るものとする。

- 5 現場環境改善の具体的な内容及び実施時期については、別表3の「現場環境改善計画書」により積算し、施工計画書に含めて提出するものとする。

- 6 工事完了時には、現場環境改善の実施状況写真及び別表3の「現場環境改善実績書」を完成書類に添付するものとする。

別表1

計上費目	実施する内容 (率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備（現場事務所は除く） 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減 7. 木製仮囲い等の木製化に要する差額費用
安全関係	1. 木製工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 工事標識・木製バリアード・木製転落防止柵等の木製化に要する差額費用
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 6. 木製現場事務所・木製現場休憩所等の木製化に要する差額費用
地域連携	1. 木製完成予想図 2. 木製工法説明図 3. 木製工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事木製PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

(注) 現場休憩所についても、可能なかぎり木製とする。

別表2

現場環境改善施設に関する名称	損耗率
緑化・花壇（木製フラワーポット，観葉植物等），木製完成予想図，木製工法説明図，木製工事工程表，パンフレット，工法説明ビデオ	100%（箇所）
デザイン工事看板（木製掲示板，木製標識類，木製バリケード，木製仮囲いを含む）	10（%/月）
ライトアップ施設	8（%/月）
電光式標識	4（%/月）
備品類（木製現場事務所等を含む）	2（%/月）

- （注） 1 上表は工事場所，工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
 2 類似品は，上表損耗率を準用できる。
 3 一工事において，損耗率が100%を超える場合は，上限値は100%とする。
 4 設置月数は，工程から求めるものとし，0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。
 ただし，15日未満は0.5ヶ月とする。

〇〇〇事業 〇〇線 〇〇工区 現場環境改善計画書(実績書)

① 率計上分

項 目		現場環境改善 費を含んだ額 A	共通仮設 費計上分 B	差額 C	損耗率 D	数量	月数	金 額
仮 設 備 関 係	用水電力供給設備 木製フワポット 木製仮囲い							
営 繕 関 係	木製現場事務所 木製現場休憩所 ウォークレー エアコン 観葉植物							
安 全 関 係	木製工事標識 木製安全掲示板 簡易信号機 木製バリケード							
地 域 連 携	木製完成予想図 木製工法説明図 木製工事工程表 デザイン工事看板							
合 計								

②積上げ計上分

項目	現場環境改善 を含んだ額A	共通仮設費計 上分B	差額 C	損耗率 D	数量	月数	金 額
その他 積上げ費用							

③積上げ計上分 (熱中症対策・防寒対策)

項目	現場環境改善 を含んだ額A	共通仮設費計 上分B	差額 C	損耗率 D	数量	月数	金 額
熱中症対策・ 防寒対策に要 する費用							
小 計							
上限額 (現場環境改 善費(率分)の 50%)							
計上額							

(注) 上記の計算例は、損耗率による場合であり、適宜リース金額で計算してよい。

リース金額あるいは損耗費により積算した金額が、購入金額を上回る場合は、購入金額で積算すること。

熱中症対策・防寒対策での計上を実施する場合は、別途発注者と協議すること。

令和 年 月 日

(搬出元)

株式会社 ○○○建設
○○ ○○ 殿

(搬出先)

○○○○処分場
代表取締役 ○○ ○○

建設発生土受領書

- 1 搬出先の名称及び所在地 : ○○○○○処分場
鹿児島県○○○○市○○○町○○番地○○地内
- 2 搬出先の管理者の商号, 名称 : 株式会社 ○○○○
- 3 搬出元の名称及び所在地 : 令和○年度 森林管理道開設事業 ○○線○工区
(○○○○交付金)
鹿児島県○○○市○○○町○○○地内
- 4 土砂の搬出量 : 第1種建設発生土 約○○○○m³
- 5 搬入が完了した日 : 令和○○年○○月○○日

建設リサイクル法について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）」に規定する分別解体等実施義務のある対象建設工事に該当する場合には、落札者は、以下の事務手続きを実施すること。

1. 落札者は落札決定後、速やかに同法に基づく説明並びに分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用の契約書への記載に係る協議を発注者に対し説明書（別紙1，2）により実施すること。
2. 説明書による協議が完了した後、分別解体等の計画等（別紙3）を契約書とともに発注者へ提出すること。
3. 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等が完了した場合には、再資源化等報告書（別紙4，5）により報告すること。

説 明 書

令和 年 月 日

_____様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____

(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工事の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)

□欄には、該当個所に「レ」を付すること。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()			
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事			
	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他 ()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 ()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ()		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ()		
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
その他				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み (解体工事のみ) ※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量 の見込み (全工事) 並びに特定建設 資材が使用される工作物の部分 (新 築・維持・修繕工事のみ) 及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込まれる 工作物の部分 (維持・修繕・解体工 事のみ)	種 類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる 部分する部分 (注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・運搬費含む。

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 (直接工事費) _____万円 (税抜き)
(注) 運搬費含む

(参考資料を添付する場合の添付資料)

※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実績書 (必要事項を記載したもの)

森林土木工事における現場閉所の状況に応じた補正係数の取り扱い

(適用時期：令和7年10月1日以降)

<労務単価，機械経費（賃料），共通仮設費率，現場管理費率>

現場閉所の形態 現場閉所の区分	現場閉所		交替制	
	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
労務単価	1.04	1.02	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02		
共通仮設費率	1.03	1.02		
現場管理費率	1.05	1.03	1.03	1.01

<市場単価>

名 称	区 分	現場閉所		交替制	
		4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.04	1.02	1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02	1.03	1.02
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01	1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01	1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.02	1.01
橋梁用理設用伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01

<土木工事標準単価>

名 称	区 分	現場閉所		交替制	
		4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
区画線工		1.04	1.02	1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02	1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02	1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02	1.03	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01	1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02	1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
浸食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.04	1.02	1.04	1.02

<伐木単価>

名 称	現場閉所		交替制	
	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
伐木単価	注1	注2	注1	注2

注1) 県土木部発行の公共事業設計単価表に掲載されている「週休2日補正の4週8休単価」にて積算しています。

注2) 県土木部発行の公共事業設計単価表に掲載されている「週休2日補正の補正無し単価」にて積算しています。

県発注建設工事入札参加者の皆様へ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の規定により

令和7年12月12日以降に指名通知又は入札公告を行う全ての建設工事の入札について、建設業者は、入札の際に提出する「工事費内訳書」（入札金額の内訳書）に材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適切な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載することが義務付けられました。

県発注建設工事の入札に参加の際は、以下の点に注意して提出してください。

- 「工事費内訳書」の見積金額は、入札額を記載してください。
※適正な労務費の確保を目的として、直接工事費が一定水準以上か確認（「労務費ダンピング調査」という。）を行うため、見積金額と入札額は、同じ金額を記載してください。
- 「工事費内訳書」は、電子入札の場合は入札書に添付して、紙入札の場合は入札書の投函前（委任状の提出と同時）に提出してください。
- 「工事費内訳書」は、できるだけ県が示した様式を使用し、別添の記載例を参考に、閲覧設計書に基づき積算体系のレベル2「工種」まで記載してください。
なお、別添の様式以上に詳細に記載した内容であれば、各企業が独自で作成された様式を使用しても差し支えありません。
※システム改修のため、当面の間、閲覧設計書に添付されている工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費（以下、「材料費等」という。）の項目は記載されません。提出する工事費内訳書は、別添記載例のとおり、材料費等を記載してください。
- 提出された「工事費内訳書」は、以下のとおり取り扱います。
 - 提出された「工事費内訳書」は、返却しません。
 - 提出された「工事費内訳書」は、入札関係書類(公文書扱い)として保管します。
 - 発注機関の指示による修正等を除き、提出された「工事費内訳書」の引換え、変更又は撤回(取消)は認めません。
 - 提出された「工事費内訳書」は、必要に応じ公正取引委員会及び警察本部に提出する場合があります。
- 以下に該当する入札参加者の入札は無効の対象となりますので、注意してください。

(1) 未提出の場合	「工事費内訳書」が提出されていない場合	
(2) 未提出であると認められる場合	ア	「工事費内訳書」の一部が提出されていない場合（白紙の場合も含む。）
	イ	「工事費内訳書」と無関係な書類である場合
	ウ	他の工事の「工事費内訳書」である場合
	エ	「工事費内訳書」に押印が欠けている場合（電子入札により提出する場合を除く。）

※ 項目(日付, 契約担当者, 住所, 氏名(商号), 工事名, 工事場所等)の誤字, 脱字, 記載漏れ(工種等の一部記載漏れを含む。)も, 無効となる場合がありますのでご注意ください。

※ 当面の間, 材料費等の金額の記載がなくても, 「未提出であると認められる場合」には, あたらないものとします。

※ 提出された工事費内訳書は, 開札後に対象者のものを確認します。

- 電子入札システムで提出する場合の留意事項
 - 「工事費内訳書」は、以下の種類のファイルとすること。
(エクセル, ワード, PDF 等)
なお, ファイルの圧縮は, できる限りしないようにすること。
 - 「工事費内訳書」のファイル名は, (会社名)+(工事名)とすること。
例: (株)〇〇建設△△工区.xls, (株)〇〇建設△△工区.pdf... など
工事名については, 工事箇所, 工区名が判別できれば, 簡略化してよい。

「工事費内訳書」記載例（土木工事用）

〇〇年〇月〇日

契約担当者 殿

（指名通知・入札公告に記載の鹿児島県知事又は地域振興局・支庁長名を記載）

住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

株式会社〇〇建設

氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

紙による代理人入札のみ → 代理人 〇 〇 〇 〇 印

紙による代表者本人による入札は、代表者の印を押印する。

工事名	道路改築工事（〇〇1工区）
工事場所	国道〇〇号 鹿児島市〇〇町地内

工事費内訳書

工種等	見積金額（円）										割合（%）	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
道路改良					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	100
土工					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
法面工					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
擁壁工					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
雑工						〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
直接工事費					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	100
うち材料費					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち労務費					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共通仮設費計						〇	〇	〇	〇	〇	〇	
純工事費					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
現場管理費					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち法定福利費の事業主負担額						〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち建退共制度の掛金							〇	〇	〇	〇	〇	
工事原価					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
一般管理費計						〇	〇	〇	〇	〇	〇	
工事価格					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち安全衛生経費						〇	〇	〇	〇	〇	〇	

株式会社〇〇建設

※複数枚になる場合は、欄外下段に会社名を記載のこと。

※日付は応札日を記載する。
 ※住所欄は入札参加者の所在地、氏名欄は商号又は名称、代表者名を記載する。
 ※代理による入札の場合は、代理人氏名も記載する。
 （電子入札の場合は代表者名）
 ※紙入札の場合は必ず押印のこと。（印：代表者印又は代理人印）
 ※電子入札の場合押印不要

※工事名、工事場所は入札参加指名通知書又は公告文に基づき記載する。

※工事の工種ごとに見積金額を記載する。

※積算体系のレベル2「工種」まで記載する。

※直接工事費については各工種一式にて計上し記載する。

※「割合」欄には直接工事費に対する工事ごとの割合（%）を記載する。

※「工事価格」は入札額と一致させること。

※紙入札の場合、記載事項を加除訂正した際は、該当箇所に訂正印を押印する。

令和 年 月 日

殿

住所
商号又は名称
氏名
代理人

印

工 事 費 内 訳 書

工事名	
工事場所	

工種等	見積金額(円)	割合 (%)
直接工事費		100
うち材料費		
うち労務費		
共通仮設費計		
純工事費		
現場管理費		
うち法定福利費の事業主負担額		
うち建退共制度の掛金		
工事原価		
一般管理費計		
工事価格		
うち安全衛生経費		

※黄色セル部分を記入して添付すること。